

○富士見市立放課後児童クラブ条例施行規則

平成12年12月12日

規則第43号

注 平成19年1月から改正経過を注記した。

富士見市立学童保育室条例施行規則(昭和49年規則第11号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、富士見市立放課後児童クラブ条例(平成12年条例第30号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用定員)

第2条 放課後児童クラブの利用定員は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

放課後児童クラブ名	利用定員
富士見市立鶴瀬放課後児童クラブ	145人
富士見市立水谷放課後児童クラブ	204人
富士見市立南畑放課後児童クラブ	77人
富士見市立関沢放課後児童クラブ	116人
富士見市立勝瀬放課後児童クラブ	107人
富士見市立水谷東放課後児童クラブ	55人
富士見市立諏訪放課後児童クラブ	183人
富士見市立みずほ台放課後児童クラブ	111人
富士見市立針ヶ谷放課後児童クラブ	99人
富士見市立ふじみ野放課後児童クラブ	120人
富士見市立つるせ台放課後児童クラブ	149人

(平27規則17・全改、平28規則36・平29規則14・平30規則19・平31規則11・令3規則6・令5規則11・令6規則13・一部改正)

(入室)

第3条 放課後児童(条例第2条に規定する放課後児童をいう。以下同じ。)を放課後児童クラブに入室させようとする保護者は、放課後児童クラブ入室申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 就労証明書

(2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請があったときは、審査の上、入室の可否を決定し、放課後児童クラブ入室決定通知書(様式第2号)により保護者に通知するものとする。

(平27規則17・一部改正)

(退室)

第4条 前条第2項の規定により入室の決定を受けた放課後児童を放課後児童クラブから退室させようとする保護者は、放課後児童クラブ退室届(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(平27規則17・一部改正)

(入室の取消し)

第5条 次の各号のいずれかに該当することになったときは、市長は、入室を取り消すものとする。

(1) 放課後児童でなくなったとき。

(2) 保護者から退室の届出があったとき。

(3) 市外に転出したとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により、入室を取り消すときは、放課後児童クラブ入室取消通知書(様式第4号)により保護者に通知するものとする。

(平24規則4・一部改正)

(入室の期間)

第6条 入室の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(延長利用)

第7条 [条例第6条第2項](#)に規定する延長利用を希望する保護者は、放課後児童クラブ延長利用申請書([様式第4号の2](#))を市長に提出しなければならない。

2 市長は、[前項](#)の申請があったときは、審査の上、延長利用の可否を決定し、放課後児童クラブ延長利用決定通知書([様式第4号の3](#))により保護者に通知するものとする。

(平22規則25・全改)

(保護者負担金の算定)

第8条 [条例別表](#)の備考1に規定する規則で定める規定は、地方税法(昭和25年法律第226号)第314条の7、第314条の8、附則第5条第3項、[附則第5条の4第6項](#)及び[附則第5条の4の2第5項](#)の規定とする。

2 [条例別表](#)の備考2に規定する規則で定める規定は、次のとおりとする。

(1) 所得税法(昭和40年法律第33号)第78条第1項並びに第2項第1号、第2号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。)及び第3号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。)、第92条第1項並びに第95条第1項から第3項までの規定

(2) 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条第1項、第2項及び第6項、第41条の2、第41条の3の2第5項及び第6項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第2項並びに第41条の19の4第1項及び第2項の規定

(3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)附則第12条の規定

(4) 地方税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第4号)及び所得税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第6号)における年少扶養控除及び特定扶養控除の上乗せ部分の廃止に関する規定

3 [条例別表](#)の規定によりC階層、D階層又はE階層と認定された場合であっても、次に掲げる者(以下「要保護者等」という。)が属する世帯であって、所得割の額を合計した額が77,101円未満の世帯である場合には、保護者負担金の額は、[同表](#)の規定に基づき算出される保護者負担金の額に2分の1を乗じて得た額とする。

(1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの(放課後児童の保護者と同一の世帯に属する者である場合を除く。)

(2) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者

(3) 厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けた者

(4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

(5) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児童

(6) 国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者

(7) その他市長が生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者

4 [前項](#)の要保護者等が属する世帯から2人以上の放課後児童が入室する場合には、[条例別表](#)の規定にかかわらず、2人目以降の放課後児童に係る保護者負担金の額は無料とする。

5 [条例別表](#)の規定によりB階層と認定された場合であっても、要保護者等が属する世帯である場合には、[同表](#)の規定にかかわらず、保護者負担金の額は無料とする。

(平22規則25・追加、平24規則4・平27規則17・平29規則14・平30規則19・令3規則6・令4規則24・一部改正)

(保護者負担金の納付)

第9条 放課後児童クラブに入室した放課後児童の保護者は、放課後児童クラブ保護者負担金納入通知書兼領収書([様式第5号](#))により、[条例第8条](#)に規定する保護者負担金を毎月末日までに納付しなければならない。

(平22規則25・旧第8条繰下、平27規則17・一部改正)

(保護者負担金の減免)

第10条 [条例第9条](#)の規定により保護者負担金の減額又は免除を受けることができる者は、[次の各号](#)のいずれかに該当する者とする。

(1) 当該年において収入が皆無となったため、生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者

(2) 保護者が死亡し、又は心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、生活が著しく困難となった者

(3) その他市長が特に認めた者

2 [前項](#)の規定により保護者負担金の減額又は免除を受けようとする者は、放課後児童クラブ保護者負担金減免申請書([様式第6号](#))を市長に提出しなければならない。

3 市長は、保護者負担金の減額又は免除の可否を決定したときは、速やかに放課後児童クラブ保護者負担金減免決定通知書([様式第7号](#))により保護者に通知するものとする。

(平22規則25・旧第9条繰下、平24規則4・平27規則17・一部改正)

(帳簿)

第11条 放課後児童クラブには、次の帳簿を備える。

- (1) 指導方針
- (2) 指導日誌
- (3) 児童票
- (4) 出席簿
- (5) その他必要な帳簿

(平22規則25・旧第10条繰下)

(選考の基準)

第12条 入室児童については、その実態を把握し、健全育成上の必要度に応じて選考するものとする。

(平22規則25・旧第11条繰下)

(委任)

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

(平22規則25・旧第12条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。

(入所選考委員会の委員の任期)

2 この規則の施行の際現に富士見市立学童保育室条例施行規則(以下「旧規則」という。)による入所選考委員会の委員の委嘱を受けている者の任期は、旧規則第13条の規定にかかわらず、平成13年3月31日までとする。

附 則(平成14年3月29日規則第16号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成15年1月30日規則第1号)

(施行期日)

1 この規則は、平成15年2月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、平成15年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この規則の際現にこの規則による改正前の富士見市放課後児童クラブ規則(以下この項において「旧規則」という。)第12条の規定により入室選考委員会の委員に任命又は委嘱されている者の任期は、旧規則第13条の規定にかかわらず、平成15年1月31日までとする。

附 則(平成16年3月3日規則第2号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成18年1月19日規則第1号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、様式第1号、様式第3号及び様式第6号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年1月22日規則第2号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月3日規則第4号)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の表富士見市立水谷放課後児童クラブの項の改正規定は、平成21年4月1日から施行する。

2 この規則(前項ただし書に規定する改正規定を除く。)による改正後の富士見市立放課後児童クラブ条例施行規則の規定は、平成20年4月1日から適用する。

附 則(平成22年2月10日規則第5号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成22年9月27日規則第25号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第7条の改正規定及び様式第4号の次に2様式を加える改正規定は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成23年2月7日規則第2号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月26日規則第4号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月29日規則第3号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月31日規則第17号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月31日規則第33号)
(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てに関する手続であってこの規則の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの規則の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、第1条の規定による改正前の富士見市庁舎管理規則、第4条の規定による改正前の市長が行う情報公開事務に関する規則、第5条の規定による改正前の富士見市新河岸川河川水防センター条例施行規則、第6条の規定による改正前の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則、第8条の規定による改正前の富士見市税条例施行規則、第9条の規定による改正前の富士見市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する規則、第10条の規定による改正前の富士見市生活保護法施行細則、第11条の規定による改正前の富士見市助産施設及び母子生活支援施設入所者に係る費用の徴収に関する規則、第12条の規定による改正前の子ども・子育て支援法に基づく保育の必要性等の認定に係る手続に関する規則、第13条の規定による改正前の富士見市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例施行規則、第14条の規定による改正前の富士見市立放課後児童クラブ条例施行規則、第15条の規定による改正前の富士見市立児童館の設置及び管理に関する条例施行規則、第16条の規定による改正前の富士見市立みずほ学園条例施行規則、第17条の規定による改正前の富士見市入院分娩条例施行規則、第18条の規定による改正前の富士見市こども医療費支給に関する規則、第19条の規定による改正前の富士見市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則、第20条の規定による改正前の富士見市立老人福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則、第21条の規定による改正前の富士見市高齢者いきいきふれあいセンター条例施行規則、第22条の規定による改正前の富士見市老人福祉法施行細則、第23条の規定による改正前の富士見市老人保護措置費徴収規則、第24条の規定による改正前の富士見市老人介護手当支給規則、第25条の規定による改正前の富士見市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則、第26条の規定による改正前の富士見市知的障害者福祉法施行細則、第27条の規定による改正前の富士見市知的障害者援護措置費徴収規則、第28条の規定による改正前の富士見市在宅重度心身障害者手当支給条例施行規則、第29条の規定による改正前の富士見市重度心身障害者医療費支給に関する条例施行規則、第30条の規定による改正前の富士見市ホームヘルプサービス等利用料条例施行規則、第31条の規定による改正前の富士見市国民健康保険に関する規則、第32条の規定による改正前の富士見市国民健康保険税に関する文書の様式を定める規則、第33条の規定による改正前の富士見市後期高齢者医療に関する条例施行規則、第34条の規定による改正前の富士見市介護保険規則、第35条の規定による改正前の富士見市立健康増進センター条例施行規則、第36条の規定による改正前の富士見市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則、第37条の規定による改正前の富士見市あき地等環境保全条例施行規則、第38条の規定による改正前の富士見市立自転車駐車場条例施行規則、第39条の規定による改正前の富士見市立自動車駐車場条例施行規則、第40条の規定による改正前の富士見市立ピアザふじみ条例施行規則、第41条の規定による改正前の富士見市立コミュニティセンター条例施行規則、第42条の規定による改正前の富士見市立集会所条例施行規則、第43条の規定による改正前の富士見市立市民交流センター条例施行規則、第44条の規定による改正前の富士見市市民福祉活動センター条例施行規則、第45条の規定による改正前の富士見市立サンライトホール条例施行規則、第46条の規定による改正前の富士見市市民文化会館キラリふじみ条例施行規則、第47条の規定による改正前の富士見市立南畑ふれあいプラザ条例施行規則、第48条の規定による改正前の都市計画法に基づく開発行為等の手続に関する規則、第49条の規定による改正前の富士見市都市公園条例施行規則、第50条の規定による改正前の富士見市駅前広場駐車施設使用に関する規則、第51条の規定による改正前の富士見市下水道条例施行規則、第52条の規定による改正前の富士見市下水道指定工事店規則、第53条の規定による改正前の富士見市下水道施設事業分担金徴収に関する規則、第54条の規定による改正前の富士見都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規則、第55条の規定による改正前の富士見都市計画特定環境保全公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規則、第56条の規定による改正前の富士見市道路占用規則、第57条の規定による改正前の富士見市公共物管理条例施行規則、第58条の規定による改正前の富士見市準用河川占用規則、第59条の規定による改正前の富士見市建築基準法施行細則、第60条の規定による改正前の富士見市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則、第61条の規定による改正前の富士見市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例施行規則、第62条の規定による改正前の富士見市営住宅条例施行規則及び第63条の規定による改正前の富士見市借上型コミュニティ賃貸住宅条例施行規則に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則(平成28年3月31日規則第36号)
この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月31日規則第14号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月30日規則第19号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月29日規則第11号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月23日規則第6号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年6月2日規則第24号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年3月28日規則第11号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和6年3月29日規則第13号)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

[様式第1号\(第3条関係\)](#)

(令3規則6・全改)

様式第1号(第3条関係)

放課後児童クラブ入室申請書

年 月 日

(宛先) 富士見市長

保護者住所
氏 名
電 話 ()

下記のとおり放課後児童クラブに入室したいので、富士見市立放課後児童クラブ
条例施行規則第3条第1項の規定により申請します。

記

入室児童	氏 名 (ふりがな)	生 年 月 日 年 月 日	備考(利用していた保育所等) ※新1年生は記入してください。
小学校名	小学校	新学年	年
入室を必要とする理由	就労 病気 介護・看護 就学・職業訓練		
児童の健康状況			

○入室児童の家庭の状況(申請日現在)

氏 名 (入室児童を除いた世帯員)	入室児童との続柄	生 年 月 日 年 月 日	職 業 又 は 学 校 名
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
世帯・家族の状況 (該当する項目に✓を入れ、ひとり親世帯の組合は該当事項に○をしてください。)	☐ ひとり親世帯(離婚・未婚・死別・失踪・その他) ☐ 生活保護世帯 ☐ 同一世帯に身体障害者手帳、療育手帳等を所持している方がいる。 ※手帳等の写しを添付してください。		
緊 急 連 絡 先	連 絡 先	就労先・携帯電話(父・母)・その他()	
	電話番号	()	
利※ 用必 ず調 査入	月 火 水 木 金 土	<特記事項がありましたら御記入ください。>	
		<記入にあたって>各クラブの適正な受入人数を把握するため、習い事や保護者の就労に応じた利用 予定の曜日欄に○…毎週利用 △…時々利用 ×…利用の予定なしを御記入ください。 なお、この調査は入室決定とは関係ありません。	

※市記載欄	調 査 欄			
	☐ アレルギー(有・無)			
	☐ 服 薬 等(有・無)			
	入室決定の可否	決定・保留・却下	入室放課後児童クラブ	
	保護者負担金	月額 円	延長利用の有無	有 ・ 無

様式第2号(第3条関係)

(平28規則33・一部改正)

放課後児童クラブ入室決定通知書

第 号
年 月 日

様

富士見市長 

年 月 日付けで申請のありました放課後児童クラブの入室については、
下記のとおり決定しましたので、富士見市立放課後児童クラブ条例施行規則第3条第2項の
規定により通知します。

記

決 定 区 分			
児 童 氏 名		生年月日	年 月 日
保 護 者 氏 名			
住 所			
放課後児童クラブ名			
入 室 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
保 護 者 負 担 金			
保留又は却下の理由			

(教示)

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、富士見市長に対して審査請求をすることができます。

この処分については、上記の審査請求のほか、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、富士見市を被告として(訴訟において富士見市を代表する者は富士見市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第3号(第4条関係)

放課後児童クラブ退室届

年 月 日

(宛先) 富士見市長

保護者住所
氏 名
電 話 ()

下記のとおり放課後児童クラブを退室したいので、富士見市立放課後児童クラブ条例施行規則第4条の規定により提出します。

記

児 童 氏 名		生年月日	年 月 日
小 学 校 名	小学校	学 年	年 組
放 課 後 児 童 ク ラ ブ 名	放課後児童クラブ		
退 室 年 月 日	年 月 日		
退室する理由			
退室後の連絡先			
保 護 者 負 担 金 の 納 付 状 況	完納 ・ 未納 (納付予定日 年 月 日)		

保育課使用欄

兄弟姉妹の有無	有 ・ 無
延長利用の有無	有 ・ 無

入	FC	SC

放課後児童クラブ入室取消通知書

第 号
年 月 日

様

富士見市長 

放課後児童クラブの入室については、下記のとおり取り消しましたので、富士見市立放課後児童クラブ条例施行規則第5条第2項の規定により通知します。

記

児 童 氏 名		生年月日	年 月 日
保 護 者 氏 名			
住 所			
放課後児童クラブ名			
入 室 取 消 年 月 日	年 月 日		
入 室 取 消 理 由			

(教示)

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、富士見市長に対して審査請求をすることができます。

この処分については、上記の審査請求のほか、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、富士見市を被告として(訴訟において富士見市を代表する者は富士見市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第4号の2（第7条関係）

放課後児童クラブ延長利用申請書

年 月 日

（宛先）富士見市長

保護者住所

氏 名

電 話

（ ）

下記のとおり放課後児童クラブの延長利用をしたいので、富士見市立放課後児童クラブ条例施行規則第7条第1項の規定により提出します。

記

児 童 氏 名		生 年 月 日	年 月 日
放課後児童クラブ名	放課後児童クラブ		
利 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
申 請 理 由			
家 族 の 勤 務 状 況	父 親	勤 務 先 所 在 地 勤 務 時 間 平日 午前 時 分から午後 時 分	
	母 親	勤 務 先 所 在 地 勤 務 時 間 平日 午前 時 分から午後 時 分	
主 に 迎 え に 来 る 人	父 親 ・ 母 親 ・ そ の 他 ()		
迎 え 予 定 時 刻	午後 時 分頃(午後6時30分～7時の時間を御記入ください。)		
交 通 経 路	5分 25分 10分 (例) 会社 — 池袋駅 — 鶴瀬駅 — 児童クラブ 徒歩 電車 徒歩 (迎えに来る人の交通経路・所要時間を上記の(例)に従い記入すること。)		
児 童 ク ラ ブ ま で の 所 要 時 間	時間 分		

[様式第4号の3\(第7条関係\)](#)

(平22規則25・追加、平28規則33・一部改正)

放課後児童クラブ延長利用決定通知書

第 号
年 月 日

様

富士見市長



年 月 日付けで申請のありました放課後児童クラブの延長利用については、下記のとおり決定しましたので、富士見市立放課後児童クラブ条例施行規則第7条第2項の規定により通知します。

記

決 定 区 分			
児 童 氏 名		生年月日	年 月 日
保 護 者 氏 名			
住 所			
放課後児童クラブ名			
利 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
延長利用に係る 保護者負担金	月額 円		
不承認の理由			

(教示)
この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、富士見市長に対して審査請求をすることができます。
この処分については、上記の審査請求のほか、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、富士見市を被告として(訴訟において富士見市を代表する者は富士見市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第5号(第9条関係)

様

放課後児童クラブ保護者負担金納入通知書兼領収書

富士見市立放課後児童クラブ条例施行規則第9条の規定により、次の金額を納期限までに納付してください。

富士見市長



		整理番号	クラブ名	領収日付印
円				
徴収簿番号	納入者(保護者)	児 童 名		
納期限		納入者保管		
納付場所				

放課後児童クラブ保護者負担金納入済通知書

富士見市役所 会計管理者

徴収金額
円

		整理番号	クラブ名	領収日付印
円				
徴収簿番号	納入者(保護者)	児 童 名		
納期限		市保管		

放課後児童クラブ保護者負担金納付書

		整理番号	クラブ名	領収日付印
円				
徴収簿番号	納入者(保護者)	児 童 名		
納期限		金融機関等保管		

[様式第6号\(第10条関係\)](#)

(平22規則25・平25規則3・一部改正)

様式第6号(第10条関係)

放課後児童クラブ保護者負担金減免申請書

年 月 日

(宛先)富士見市長

保護者住所

氏 名

電 話 ()

下記のとおり放課後児童クラブ保護者負担金の減免を受けたいので、富士見市立放課後児童クラブ条例施行規則第10条第2項の規定により提出します。

記

児 童 氏 名		生年月日	年 月 日
小 学 校 名	小学校	学 年	年 組
放課後児童クラブ名			
減免を受ける期間	年 月分から 年 月分まで		
減免を受ける理由			

[様式第7号\(第10条関係\)](#)

(平22規則25・平28規則33・一部改正)

放課後児童クラブ保護者負担金減免決定通知書

第 号
年 月 日

様

富士見市長 

年 月 日付けで申請のありました放課後児童クラブ保護者負担金の減免については、下記のとおり決定しましたので、富士見市立放課後児童クラブ条例施行規則第10条第3項の規定により通知します。

記

決 定 区 分			
児 童 氏 名		生年月日	年 月 日
保 護 者 氏 名			
住 所			
放課後児童クラブ名			
減 免 期 間	年 月分から 年 月分まで		
減 免 後 の 保 護 者 負 担 金	月額 円		
不 承 認 の 理 由			

(教示)
この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、富士見市長に対して審査請求をすることができます。
上記の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、富士見市を被告として(訴訟において富士見市を代表する者は富士見市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
なお、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。